

仙台市太白区選挙管理委員会告示第二十六号

仙台市太白区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年七月一日

仙台市太白区選挙管理委員会

委員長 荒 圭 一 朗

仙台市太白区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

仙台市太白区選挙管理委員会規程（平成元年仙台市太白区選挙管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（専決事項） 第二十一条 局長及び課長の専決事項は、次のとおりとする。 局長専決事項 一 〔略〕 二 <u>職員の旅行命令（係長以下の職にある者の内国旅行命令を除く。）</u> に関すること 〔三～六 略〕 課長専決事項 一 〔略〕 二 <u>係長以下の職にある者の内国旅行命令</u> に関すること 〔三・四 略〕	（専決事項） 第二十一条 局長及び課長の専決事項は、次のとおりとする。 局長専決事項 一 〔略〕 二 <u>外国旅行</u> に関すること 〔三～六 略〕 課長専決事項 一 〔略〕 二 <u>内国旅行</u> に関すること 〔三・四 略〕

附 則

この規程は、令和八年七月二日から施行する。

（太白区選挙管理委員会事務局選挙課）